鳥取市介護予防出前講座事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知）で定める介護予防普及啓発事業により本市が地域の集会施設等で開催する介護予防に資する知識の普及啓発を行う講座（以下「出前講座」という。）の実施方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（出前講座の対象）

第２条　出前講座の対象は、市内に居住する高齢者５人以上のグループ又は高齢者の介護予防を支援する団体（以下「団体等」という。）とする。

（出前講座の講師）

第３条　出前講座の講師は、次の各号のいずれかの者とする。

　⑴　市職員及び地域包括支援センターの職員

　⑵　医療、介護、栄養、運動に関する資格を有する者（以下「専門職」という。）

２　市は、専門職又は専門職を雇用している法人（以下「専門職等」という。）に出前講座を委託することができる。

（講座の内容等）

第４条　出前講座は、第３条で定める者が団体等に出向き、次のいずれかの内容の普及啓発を行う。

⑴　健康管理

⑵　食事と栄養管理

⑶　お口の健康管理

⑷　認知症予防

⑸　運動・体操

⑹　生活支援

２　出前講座の開催場所は団体等が指定する場所とし、開催場所の確保に要する費用は当該団体等の負担とする。

３　出前講座の開催要件は、次の各号に定める内容とする。

⑴　出前講座の開催時間は、１開催当たり３０分以上とし、２時間を上限とする。

　⑵　同一の団体等に対して実施できる出前講座の回数は、市又は地域包括支援センターが主催する講座を除き、毎年度２回を上限とする。

　⑶　新規に高齢者のグループを立ち上げた場合は、第１回目の出前講座の実施月から起算して１２月まで（以下「立上期間」という。）の開催回数は６回を上限とし、立上期間が翌年度に渡る場合においても同様とする。ただし、新規にグループを立ち上げてから半年を経過して第１回目の出前講座を実施する場合は、この号の規定は、適用しない。

　⑷　同一の団体等に対して、同一年度に同一内容の出前講座を２回以上実施しない。

　⑸　同一の団体等に対して、２以上の出前講座を同日に開催しない。

４　出前講座の開催に係る利用者負担は徴収しない。ただし、原材料費等の実費相当分については、必要に応じて徴収できるものとする。

　（委託契約）

第５条　出前講座の受託を希望する専門職等は、鳥取市介護予防出前講座業務受託意向届出書（様式第１号）を市に提出することとし、届出書の記載内容に変更があった場合のみ、再度届出書を提出する。

２　市は、前項の届出書の審査及び講師となる専門職の面接を行う。

３　市は、前項の書類審査及び面接の結果、講習内容が適当と認めた場合は、当該専門職等（以下「委託事業者」という。）と委託契約を締結する。

４　市は、出前講座の講師経験がある専門職に限り、第２項の面接を行わないことができる。

（委託料）

第６条　出前講座の委託料は別表のとおりとする。

２　市は、出前講座の内容により、講師１名の運営では参加者の安全確保が困難であると判断する場合は、鳥取市介護予防出前講座指導補助員配置指示書（様式第２号）により、委託事業者に指導補助員を必要数配置するよう指示することとし、委託料に１人当たり５，０００円を加算する。

３　前項の指導補助員の配置数は、委託事業者との協議より、市が必要と認めた人員とする。

　（出前講座の申込方法）

第７条　出前講座の開催を希望する団体等は、鳥取市介護予防出前講座申込書（様式第３号）を地域包括支援センター（以下「センター」という。）に提出する。

２　センター（鳥取市中央包括支援センターを除く。）は、前項の申込内容に応じて出前講座の実施内容と講師を検討し、センターの職員が自ら実施する場合を除き、鳥取市中央包括支援センターに申込書を提出して調整を依頼する。

３　鳥取市中央包括支援センターは、提出された申込書の内容に応じて出前講座の実施内容と講師を決定し当該団体に対して鳥取市介護予防出前講座開催通知書（様式第４号）により通知する。

　（委託事業者による講座開催）

第８条　鳥取市中央包括支援センターは、出前講座を委託により実施する場合は、委託事業者と調整を行い、鳥取市介護予防出前講座開催指示書（様式第５号）により委託事業者に出前講座の開催を指示する。

２　前項の指示を受けた委託事業者は、団体等に連絡をとり、出前講座の運営方法等について電話等により事前に打ち合わせを実施する。

３　委託事業者は、出前講座の開催風景写真を数枚撮影する。

４　委託事業者は出前講座終了時に、参加者に対して出前講座に資するアンケート調査を実施する。

５　委託事業者は出前講座終了後３０日以内に、鳥取市介護予防出前講座開催報告書（様式第６号）に前２項の書類及び請求書を添えて鳥取市中央包括支援センターに提出する。この場合において、出前講座で使用した資料等で提出できるものがある場合は、併せて提出するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

この要領は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際、現に改正前の鳥取市介護予防出前講座事業実施要領の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この要領の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附　則

この要領は、令和４年５月２４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

　附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

　附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 出前講座の開催時間 | 委託料（１回当たり） |
| ０．５時間以上１時間未満 | ７，０００円 |
| １時間以上１．５時間未満 | １０，０００円 |
| １．５時間以上 | １２，０００円 |

（備考）１．委託料には消費税及び地方消費税並びに事務費を含む。

　　　　２．上記の時間には講座前後の準備・片づけ時間は含まない。